



お申込みにあたってご利用いただける個人番号確認書類および本人確認書類の組み合わせ

《個人番号(マイナンバー)を千葉銀行にお届けいただいていない場合》

個人番号確認書類		本人確認書類
個人番号(マイナンバー)カード (両面)		(本人確認書類はご提出不要です)
個人番号(マイナンバー)通知カード (両面)		<p>以下の書類から、顔写真ありの確認書類の場合は1種類、顔写真なしの確認書類の場合は2種類をご提出ください。(ご住所・お名前が通知カードと完全に一致していることを確認ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真ありの確認書類【1種類】</li> <li>・運転免許証(両面) 【※1】</li> <li>・パスポート(顔写真ページ、所持人記入欄) 【※2】</li> <li>・在留カード(両面、通称名は不可) 【※1】</li> <li>・住民基本台帳カード(両面) 【※1】</li> <li>●顔写真なしの確認書類【2種類】</li> <li>・各種健康保険証(両面) 【※3】</li> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 【※4】</li> <li>・国民年金手帳(氏名、生年月日、住所記載ページ) 【※5】</li> <li>・印鑑登録証明書 【※6】</li> </ul>

※1.有効期限年月日をご確認ください。

※2.有効期限年月日をご確認ください。所持人記入欄の氏名は、漢字氏名をご署名ください。また、現住所が記入されている必要があります。

※3.有効期限年月日の記載がある場合は、年月日をご確認ください。また、現住所が記入されている必要があります。

※4.個人番号の記載がないものをご用意ください。発行後6か月以内が有効期限です。ご本人さま個人のものをご用意ください。


※5.年金の名称、氏名、ご住所、生年月日が記載されている必要があります。

※6.発効後6か月以内が有効期限です。

本サービスにおいて、個人番号(マイナンバー)の記載のある住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、個人番号確認書類として取扱っておりません。

《個人番号(マイナンバー)を千葉銀行にお届けいただいている場合》

個人番号確認書類のご提出は不要です。

個人番号確認書類		本人確認書類
(個人番号確認書類はご提出不要です)		<p>以下の書類から1種類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証(両面) 【※1】</li> <li>・パスポート(顔写真ページ、所持人記入欄) 【※2】</li> <li>・在留カード(両面、通称名は不可) 【※1】</li> <li>・住民基本台帳カード(両面) 【※1】</li> <li>・各種健康保険証(両面) 【※3】</li> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 【※4】</li> <li>・国民年金手帳(氏名、生年月日、住所記載ページ) 【※5】</li> <li>・印鑑登録証明書 【※6】</li> </ul>

※1.有効期限年月日をご確認ください。

※2.有効期限年月日をご確認ください。所持人記入欄の氏名は、漢字氏名をご署名ください。また、現住所が記入されている必要があります。

※3.有効期限年月日の記載がある場合は、年月日をご確認ください。また、現住所が記入されている必要があります。

※4.個人番号の記載がないものをご用意ください。発行後6か月以内が有効期限です。ご本人さま個人のものをご用意ください。

※5.年金の名称、氏名、ご住所、生年月日が記載されている必要があります。

※6.発効後6か月以内が有効期限です。